平成２８年（フ）第３２９３号
大阪市東淀川区東淡路３丁目３番46号リセスコートⅠ　105号
債務者　源　　唯公
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４７号
大阪市住之江区浜口西１丁目12番12号パークウエスト住吉公園101号
債務者　水野　雄介
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３６７号
大阪府八尾市南植松町１丁目23番地の13
債務者　今井登美子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１０号
大阪府摂津市鳥飼下１丁目19番３号　植村ハイツ103
債務者　中嶋　靖彦
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１２号
大阪市平野区背戸口４丁目10番14号
債務者　門坂美代子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３７号
大阪府高槻市幸町７番２号
債務者　八坂　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３９号
大阪市此花区梅香３丁目30番20号メゾンこみやま302
債務者　瀧　　隆洋
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４３号
大阪市東淀川区西淡路４丁目11番28号
債務者　林　　楠榮
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４１９号
さいたま市北区吉野町２丁目188番地11
破産者　株式会社小島化成
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３３号
名古屋市中区栄２丁目５番13号
破産者　株式会社エンデコ
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６号
群馬県高崎市東貝沢町１丁目23番地19
破産者　有限会社佐藤機工
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７６号
群馬県高崎市上佐野町497番地11　サンクタス高崎ドリームコート409号
破産者　有限会社ジーエフ
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１１２号
岐阜県関市鋳物師屋５丁目11番12号
破産者　ＣａｒＰｒｏｄｕｃｅＺＥＲＯこと
吉田　博之
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７０９号
愛知県日進市米野木町丁田137番地
破産者　株式会社Ｒｏａｄｔｅｃｋ若葉
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９１号
名古屋市昭和区天神町３丁目24番地
破産者　有限会社ＢＡＣＫ　ＳＴＡＧＥ
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０９号
名古屋市中村区稲葉地本通２丁目18番地　アベニュー23―303
破産者　井原　　茂
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
京都市中京区西洞院通四条上ル蟷螂山町468番地の４
破産者　株式会社日芸企画
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
北海道檜山郡厚沢部町新町24番地４
破産者　株式会社高橋組
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所江差支部

平成２７年（フ）第７２号
千葉県旭市井戸野4522番地５
破産者　髙橋　竜哉
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７５号
神奈川県藤沢市円行１丁目15番地の５
破産者　有限会社ヤシロ自動車
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部